

## 財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針の改正について

### 1 改正の経緯

本市では、財政援助出資団体（以下「団体」という。）に対して、平成8年度に策定した武蔵野市財政援助出資団体指導事務要綱及び細則並びに平成16年度に策定した「財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき指導監督を行ってきた。基本方針は、指定管理者制度、公益法人改革、財政健全化法などにより、団体を取り巻く環境の変化に伴い、平成21年2月に改正を行って以降、改正を行っておらず、一部現状と乖離している部分がある。

コロナ禍を経て、団体の公共サービスの担い手としての役割が増す中、第六期長期計画・調整計画では、「財政援助出資団体との関係は、設立時の出資・出捐という関係のみならず、公共課題を連携・協働して解決する主体同士の関係として捉えることも必要である。このような視点に立ち、「財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」を改定する。」と記載されたところである。

これらの状況を踏まえ、基本方針の改正を行うものである。

### 2 改正のポイント

#### (1) 構成の変更

これまでの「1 基本方針」「2 具体的な取組」「3 団体の組織統廃合・再編の検討」という構成から、指導監督の基本的な考え方3項目とその他2項目とする。

併せて、表題を「武蔵野市財政援助出資団体に関する基本方針」に改める。

#### 【改正後の構成】

第1	財政援助出資団体に対する指導監督の基本的な考え方
	1 経営・財務
	2 事業運営
	3 人材育成・組織運営
第2	団体の統廃合・再編の検討
第3	市と団体間における情報共有、意見交換の場の設定

なお、基本方針については、指導監督に係る基本的な原則等を定めるものとし、具体的な基準については、別途細則を作成する。

#### (2) 内容の変更（主なもの）

##### ○ 前文

コロナ禍を経て、団体の役割が再認識されたことについて、第六期長期計画・調整計画の記載も踏まえ、団体が「公共課題を連携・協働して解決するパートナー」であることを明記

- 団体の自立・自律  
経営責任の明確化、経営健全性の確保に加え、積極的な自主財源の確保など、経営基盤の強化について追加
- 事業運営  
市民福祉の向上に資する事業の実施、デジタルの活用、コンプライアンスの徹底について追加
- 人材の育成・確保  
人材確保の観点における適正な給料水準の検討、団体職員の定年退職等に伴うノウハウ、知識の継承について追加

### 3 改正後の基本方針

別紙のとおり

### 4 細則について

#### (1) 目的

団体に関する基本方針に紐づく細則を新たに作成し、具体的な基準等を示し、適切な指導監督の実現を目指す。

#### (2) 作成する項目（現時点での想定）

- ・基本財産等の運用に関する取扱い
- ・補助金に関する基準
- ・委託料、指定管理料に関する基準
- ・契約に関する基準
- ・経営目標の評価
- ・法人格ごとの法改正対応 等

担当課 総合政策部企画調整課